

国連平和活動におけるジェンダー政策の時流 ——国連安保理決議 1325 号採択に至る経緯と国別行動計画概観——

統合幕僚学校 国際平和協力センター

防衛技官 中林 健

(2014 年 1 月 23 日)

はじめに

2000 年 10 月、国際連合安全保障理事会において「女性、平和、安全保障に関する国連安保理決議 1325 号」(以下、決議 1325) が全会一致で採択された。これは、国連平和活動におけるジェンダー政策¹の取り組みが、安全保障理事会において初めて決議として採択されたという点で、画期的な出来事であった。そして、決議 1325 は、紛争地において女性が直面する性的暴力の問題に対して国際社会の注意を喚起し、国際機関や加盟国政府等にその対策を迫る大きなきっかけとなった。

決議 1325 は、女性を戦争の犠牲者として保護の対象と見なすだけでなく、女性が平和の創造者として積極的に平和維持・構築のプロセスに参加できるような社会を目指している。安全保障理事会は、これらの政策を重要視し、2008 年から 2013 年にかけてさらに 6 つの関連決議(1820 号、1888 号、1889 号、1960 号、2106 号及び 2122 号)を採択している²。これは言い換えれば、決議 1325 の目標を明確かつ具体化するためには、さらに少なくとも 6 つの決議の採択を必要としたということでもある。

一連の決議を採択したものの、紙に書かれた決議の内容を実行に移すには、さらに

¹ 「ジェンダー (gender)」は、生物学的性差を意味する「セックス (sex)」と区別するため、1970 年代にフェミニズム —— 女性解放論、女性解放運動 —— が持ち込んだ用語であり、社会的文化的に作られる男女の役割、責任、機会、ニーズ、制約等のことをいう。「ジェンダー政策」とは、特にここでは、社会的経済的あるいは権力構造上で不利な立場に置かれる女性に配慮した政策のことを意味している。

² 6 つの関連決議は、決議 1325 が扱う幾つかの問題をそれぞれ補足、再確認、強化している。決議 1325 の概要は本稿第 2 節で述べるので、その他の決議についてここで簡単に紹介しておく。1820 号(2008 年 6 月)は、武力紛争における性的暴力に対する予防と対応に焦点を当てた決議である。1888 号(2009 年 9 月)は、性的暴力の問題に取り組むための事務次長特別代表の任命等を要求し、1820 号を強化している。1889 号(2009 年 10 月)は、平和構築における女性参加の拡大、モニタリング評価と報告、ニーズに対応した予算配分等を求めている。1960 号(2010 年 12 月)は、武力紛争における性的暴力に関する決議であり、特徴的な項目としては、武力紛争の当事者に対して性的暴力をなくすよう努める特定かつ期限付きの公約を行い実行することを求めている。2106 号(2013 年 6 月)も、武力紛争における性的暴力に関する決議であり、性的暴力のサバイバーに対する支援を重要視しているところが特徴の 1 つである。2122 号(2013 年 10 月)は、紛争予防のすべての段階における女性の役割の強化に向けた決議である。

高いハードルが存在する。そのハードルを克服するための手段として、国連は加盟国政府等に対して「国別行動計画（National Action Plan）」³を策定することを推奨してきた。2014年1月23日現在、欧米諸国とアフリカ諸国を中心に43ヶ国の国々が「決議1325（及び関連決議）の履行に向けた国別行動計画」を策定し、国連平和活動におけるジェンダー問題に取り組んでいる。一方、我が国はといえば、現時点では未策定であるものの、2013年度に入ってから策定に着手しているとの情報もある⁴。

本稿では、この国別行動計画に焦点をあてるが、具体的な計画の中身の議論には踏み込まず、国連ジェンダー政策の流れの中で国別行動計画が重要視されるようになった背景を概観したい。具体的な中身の議論は、例えば軍事的な作戦をも含む国連平和維持活動（PKO）への女性参加等の問題は、理解が難しかったり、あるいは反発を招いたりすることも起こりうる。もちろん、批判的な検討も大事であるが、歴史的、国際的な時流を捉えれば、国別行動計画の策定は今や無視できないところまで進んでいる。そのような文脈を考慮に含めることも重要であると考えるのである。

以下の第1節では、国際連合の発足から1990年代初頭にかけて、「女性の人権」のための国際的な取り組みについて主要なトピックを取り上げて整理する。第2節では、決議1325の基礎となった北京会議、ナイロビ行動綱領及び女性2000年会議を確認した上で、2000年に採択された決議1325の概要を説明する。第3節では、決議1325の採択から10年後の報告書をもとに、国別行動計画が重要視されるようになった背景を概観する。そして最後に、我が国へのインプリケーションについて少し触れることとする。

1 「女性の人権」の国際化：国連発足から1990年代初頭にかけて

第二次大戦終結の1945年に発足した国際連合は、大戦を防ぐことができなかった反省を踏まえて、「国際の平和及び安全を維持すること」を第1の目的として設立された国際機構である。この目的は国連憲章第1条に規定されているが、これ以外にも次に示すとおり、憲章には「人権の尊重」も目的として謳われている。

³ 「National Action Plan」を「国内行動計画」、「国家行動計画」としているものもあるが、本稿では外務省HPで見られる訳に沿って「国別行動計画」としている。なお、「国別行動計画」の概要については本稿第3節で述べる。

⁴ 第57回国連婦人の地位委員会（CSW）における橋本日本代表ステートメント、2013年3月、<http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw57/generaldiscussion/memberstates/japan.pdf>、2013年12月24日アクセス。「女性・平和・安全」議題下での「紛争下の性的暴力」に関する安保理公開討論における梅本大使ステートメント、2013年4月、<http://www.un.emb-japan.go.jp/jp/statements/umemoto041713.html>、2013年12月24日アクセス。

「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。」
(『国連憲章』第1条3)

このように国際連合は、発足当初から人権の尊重を重視してきた経緯がある。1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」(『世界人権宣言』前文)として「人権」を具体化している。特に、ここで取り上げられてきた人権は、男女の差別なく「すべての」者を対象とする人権であった。

国際連合の発足から30年を経た1975年は、ジェンダーの歴史上、エポック・メイキングな年となった。すなわち、国連はこの年を「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議をメキシコ・シティで開催し、女性の地位向上のための「世界行動計画(World Plan of Action)」を採択した。世界行動計画とは、「国家の発展や世界の福祉、平和のためには、女性が男性と同様にあらゆる分野に最大限に参加することが必要」⁵といった考えに基づき、1985年を目処に各国の実施上のガイドラインを示したものである。これらを契機として、すべての者を対象とする人権の中でも特に「女性の人権」を取り上げる動きが高まりを見せ、1979年には「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会で採択された。この条約は、締結国に対して男女間の差別撤廃のための適切な措置を求めるものであり、翌1980年にデンマークのコペンハーゲンで開催された第2回世界女性会議において条約の署名式が行われた。

1985年にケニアのナイロビで開催された第3回世界女性会議では、世界行動計画の実施期限を2000年まで延長することが決定され、各国の実施上のガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」⁶が採択された。国連平和活動との関連で言えば、同戦略の中で「武力紛争の被災地における女性」、「平和に向けた取り組みへの女性の参加」という項目が掲げられ、後の決議1325の成立に繋がっている。

1990年代に入り、冷戦の終焉(旧ソ連の崩壊)を機に1992年に勃発したユーゴスラビアの内戦において大規模な女性に対する性的暴力⁷が発生し、世界に大きな衝撃を与えることとなった。この事件は、1993年6月にオーストリアのウィーンで開催され

⁵ “Report of the World Conference of the International Women’s Year, Mexico City, 19 June-2 July 1975,” United Nations, <http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/mexico.html>, p.9, 2013年12月24日アクセス。

⁶ “The Nairobi Forward-looking Strategies for the Advancement of Women,” <http://www.un.org/womenwatch/confer/nfls/Nairobi1985report.txt>, 2014年1月8日アクセス。

⁷ ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、1992年の紛争の5ヶ月間に、2万人から5万人の女性がセルビア軍兵士にレイプされたと報告されている。<http://balkanx.ucoz.de/forum/13-240-1>, 2014年1月8日アクセス。

た第2回世界人権会議に影響し、そこで採択された「ウィーン宣言及び行動計画」⁸の中で次のようにアピールされた。

「武力紛争の状況における女性の人権侵害は、国際人権法及び国際人道法の基本的原則の侵害である。特に、殺人、組織的レイプ、性的奴隷及び強制的妊娠を含むこの種のすべての人権侵害は、実効的な対応を必要とする。」⁹

また、ジェンダーの問題の中でも最も深刻なものは「女性に対する暴力」であると言えるが、1972年に採択された差別撤廃条約にはこの暴力に関する記載がなかった。しかし後になって、性的暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）は地域や文化を超えて女性が共通に体験している重大な問題であるとの認識が高まり、「ウィーン宣言及び行動計画」においても「公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃」¹⁰にむけての努力の重要性が強調された。これを受けて、1993年10月には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択されるに至った。

2 北京会議から決議 1325 へ

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議では、12項目にわたる重大問題領域¹¹を定めた「北京行動綱領」が採択され、これによって21世紀に向けて各国政府が取り組むべき行動指針が示された。国連平和活動との関連で言えば、重大問題領域の1つに「女性と武力紛争（Women and armed conflict）」が掲げられ、その戦略目標として「紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」¹²が定められた。北京会議から5年を経た2000年に決議1325が採択されるが、「女性の参加」と「保護」は、決議1325が扱う3つの主要テーマの内の2つになっている。

決議1325には、加盟国政府等に対する要請・要望が18項目にわたって盛り込まれ

⁸ “Vienna Declaration and Programme of Action,”

<http://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/vienna.aspx>, 2014年1月8日アクセス。

⁹ 日本語訳は次を使用。<http://www.unic.or.jp/files/Vienna.pdf>, p.54, 2014年1月8日アクセス。'

¹⁰ <http://www.unic.or.jp/files/Vienna.pdf>, p.54, 2014年1月8日アクセス。

¹¹ 12項目の重大問題領域は次のとおり。「女性と貧困」、「女性の教育と訓練」、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性と武力紛争」、「女性と経済」、「権力及び意思決定における女性」、「女性の地位向上のための制度的な仕組み」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女性と環境」及び「女児」。

¹² “Report of the Fourth World Conference on Women, Beijing, 4-15 September 1995,” United Nations, <http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/Beijing%20full%20report%20E.pdf>, p.58,

2013年12月24日アクセス。日本語訳は、

http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/chapter4-E.html, 2013年12月24日アクセス。

ているが、大きくは3つのテーマに分けることができ¹³、先述した「女性の参加」、「保護」のほか、もう1つは「ジェンダー主流化 (Gender mainstreaming)」と呼ばれる取り組みである。ごく簡単に説明すれば、「ジェンダー主流化」とは、あらゆる領域・レベルにおいてジェンダー平等を促進するための戦略のことである¹⁴。この「ジェンダー主流化」という用語も、北京行動綱領に明記されて定着した言葉である。

ジェンダー主流化は、あらゆる領域に向けて実行すべきものとされており、国連平和活動もその例外ではない。このため、2000年5月、国連平和維持活動局 (UNDPKO) の企画で、ナミビア政府の主催による「多機能型平和支援活動におけるジェンダーの視点の主流化」のセミナーが開催された。この成果は「ウィンドフーク宣言及びナミビア行動綱領」¹⁵という文書にまとめられたが、その宣言の部分では次のような問題意識が述べられている。

「国連平和活動は、伝統的な意味での平和維持から多機能型平和支援活動に向けて発展してきた。これらの活動に女性が十分な役割を果たすことは、国内的にも国際的にもこれまで否定され続け、平和プロセスにおけるジェンダー政策は十分な取り組みがなされてこなかった。

平和支援活動の有効性を確保するためには、あらゆるレベルで全てのミッションにジェンダー平等の原則が浸透し、平和プロセスのあらゆる局面において対等なパートナーかつ受益者として男女の参画を確保しなければならない。その平和プロセスとは、平和維持、和解、平和構築の段階から、国家が政治的、経済的、社会的発展を遂げ、女性と男性が等しく活躍できるような政治的安定の状況に至るまでである。」

¹³ 決議 1325 の内容の分類・整理はいろいろある。例えば、以下の文献の中で、秋林氏は5区分、川眞田氏は10区分に分類している。三輪氏は、実施主体別に、加盟国、事務総長、紛争当事者、あらゆる関係者に分けて、決議 1325 の項目を整理している。本稿では、筆者がスウェーデン国防軍国際センター (SWEDINT) で受講した Louise Olsson 氏の講義資料にもとづいて3つのテーマに分類して整理した。

秋林こずえ「WILPFと国連—国連安全保障理事会決議 1325 号」『日本女子大学総合研究紀要』第8号 (日本女子大学総合研究所、2005年) 43-49頁。川眞田嘉壽子「安全保障理事会決議 1325 の実施と国内行動計画」『国際女性』第26号 (国際女性の地位協会、2012年) 92-96頁。三輪敦子「女性と平和・安全保障をめぐる国連安全保障理事会決議 1325 号の意義と課題」『研究紀要』第16号 (世界人権問題研究センター、2011年) 21-51頁。

¹⁴ ジェンダー主流化は次のとおり定義される。「あらゆる領域・レベルで、法律、政策およびプログラムを含む計画されているすべての活動で、男性及び女性へのかかわりあいを評価するプロセスである。女性と男性が等しく利益を得て、不平等が永続しないようにするために、すべての政治的、経済的そして社会的な場において、男性の関心と経験と同様に、女性を政策とプログラムにおけるデザイン、実践、モニタリングおよび評価の不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである。」

UN Document A/52/3, “Report of the Economic and Social Council for 1997,” September 18, 1997, <http://www.un.org/documents/ga/docs/52/plenary/a52-3.htm>, 2013年12月24日アクセス。日本語訳は、http://www.ads.fukushima-u.ac.jp/~lumi/pdf/ank_shi.pdf, 2013年12月24日アクセス。

¹⁵ “Windhoek Declaration and the Namibia Plan of Action on Mainstreaming a Gender Perspective in Multidimensional Peace Support Operations,” http://www.un.org/womenwatch/osagi/wps/windhoek_declaration.pdf, 2014年1月9日アクセス。

行動綱領では、「リーダーシップ」、「作戦任務の計画、構成及び資源」、「訓練」等の9つの分野について、ジェンダー主流化の具体的行動が示された。

2000年6月には、西暦2000年の記念行事として、ニューヨークの国連本部で特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」¹⁶と題する成果文書が採択された。これは、北京宣言及び行動綱領の実施に関する成果と障害を評価し、その障害を克服するために国内・国際レベルでどのような行動が必要なのかを明らかにしたものである。特に国連平和活動に関連しては、「平和維持、平和構築等を含む平和プロセスへの女性の参加」、「平和維持活動におけるジェンダーに関する訓練」等の必要性が提唱されている。

以上、北京会議において「女性と武力紛争」が重大問題領域の1つと認識され、その後、国連後援のセミナーや女性2000年会議等において、国連平和活動におけるジェンダー主流化の問題が具体的に議論されるようになった。これらの活動を通じて、2000年10月、安全保障理事会において決議1325が全会一致で採択されるに至った。一般に安保理決議は法的拘束力を持つとされており、決議1325の採択によって、国連加盟国等は決議の要求を無視することはできなくなったと言える。

決議1325の内容について、3つの主要テーマごとに幾つかのポイントを整理しておこう。

1) 国連平和活動への女性参加の促進

- ◆ あらゆる意思決定レベルでの女性代表の増加
- ◆ 紛争解決及び和平プロセスへの女性の参加

2) 紛争地等における弱者としての女性の保護

- ◆ 平和維持活動におけるジェンダーに関する訓練
- ◆ 女性・女児の保護、女性・女児の人権の尊重

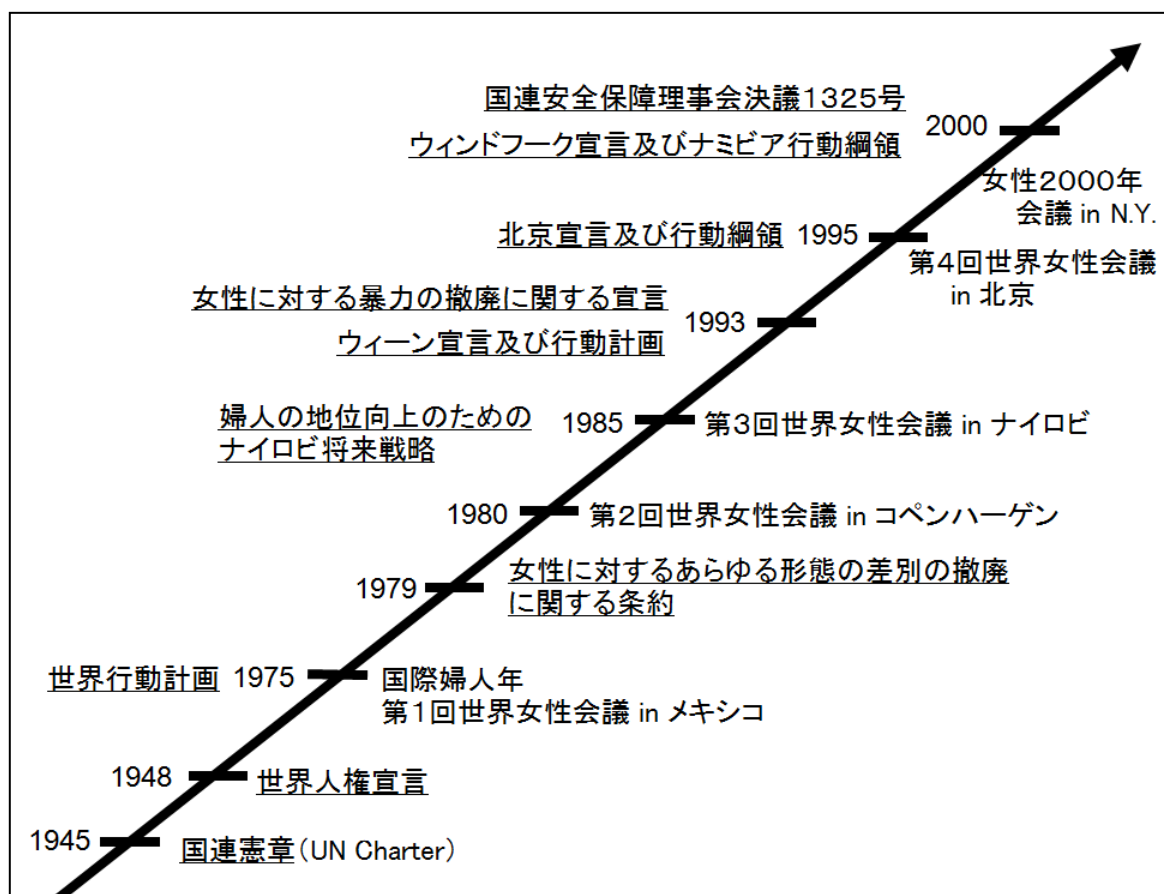
3) あらゆる領域において「ジェンダー平等」を究極の目的とする「ジェンダー主流化」

- ◆ 安全保障理事会に対するジェンダー主流化の進展状況の報告

¹⁶ UN Document A/RES/S-23/3, “Resolution: Further actions and initiatives to implement the Beijing Declaration and Platform for Action,” November 16, 2000, <http://www.un.org/womenwatch/daw/followup/ress233e.pdf>, 2014年1月14日アクセス。

決議 1325 のテーマは北京会議がその基礎になったと言えるが、これまで見てきたように、その背後には女性の人権のために奮闘してきた歴史の大きな流れがある（図 1 を参照）。また、今やあらゆる領域で分野横断的にジェンダー政策が推進されており、決議 1325 はまさにその時流の一つである。

図 1 「女性の人権」のための国際的な取り組みの流れ



筆者作成

3 決議 1325 の履行に向けた国別行動計画 (National Action Plan)

前節において決議 1325 の概要を説明したが、その採択から 10 年を経た 2010 年には、国連主催で採択 10 周年を記念する数々のイベントが催された¹⁷。また、この年の

¹⁷ 「女性、平和、安全保障のためのグローバル・オープンデイ」と題した会合や公開討論会、国際セミナー等が開催された。

9月に『「女性、平和、安全保障」に関する事務総長報告書』¹⁸が発出され、その中で、決議1325の履行状況の概観が示された。それによると、例えば加盟国による取り組みについては、国家レベルの作業部会の設立、女性組織との協力等、幾つかの点で進展が見られ、とりわけ「国別行動計画」については、「加盟国による特に重要な貢献は、決議1325の履行の指針となる国別行動計画の策定であった」¹⁹と報告されている。

ここで、「行動計画」について簡単に説明しておこう。行動計画とは、政策を実行可能（executable）な行動に移すために、特定の期間内に達成すべき目標を定め、それに必要な努力やリソースを明記した文書である。計画は評価指標と予定線表を含めて作成し、これにより進捗状況の評価が可能となる（measurable）。また、各々の活動について責任者と関係者を指定することで説明責任も有する（accountable）。さらに、計画文書を公表することによって、外部からの監視も可能となる（monitorable）²⁰。事務総長報告書に添付されている付属書では、評価と監視を強化するための包括的な質的・量的指標が提案されており、例えば量的な指標にざっと目を通すと、

- ・ 性的及びジェンダーに基づく暴力²¹に関する事件や犠牲者の数
- ・ 人権、政治、治安、外交等の諸機関や和平交渉における女性の人数、割合
- ・ ジェンダー専門家を有するフィールド・ミッションの数
- ・ 性的及びジェンダーに基づく暴力に対処するための訓練を受けた人数、時間数
- ・ ジェンダー平等に関する対応に割り当てられた予算額

などがある²²。ただし、これらはあらゆる国家に適用できる指標というものはなく、具体的にどのような指標を採用するかは、各国の状況ごとに異なるとされる。

さて、先述したとおり、事務総長報告書では、国別行動計画の策定を「特に重要な貢献」と高く評価している。その一方で、報告書の結論部分においては、「未実施のすべての加盟国に対して、決議1325の履行に向けた国別行動計画又は戦略を採択するよう求める」²³と強い勧告が述べられた。

¹⁸ UN Document S/2010/498, September 28, 2010, http://www.peacewomen.org/assets/file/SecurityCouncilMonitor/Reports/Thematic/wps_oct2010.pdf, 2013年12月24日アクセス。

¹⁹ UN Document S/2010/498, September 28, 2010, pp.3-4.

²⁰ United Nations International Research and Training Institute for the Advancement of Women (UN-INSTRAW), *Securing Equality, Engendering Peace: A Guide to Policy and Planning on Women, Peace and Security*, UN-INSTRAW, 2006を参照。国別行動計画の概要と策定方法に関する分析調査結果がまとめられている。

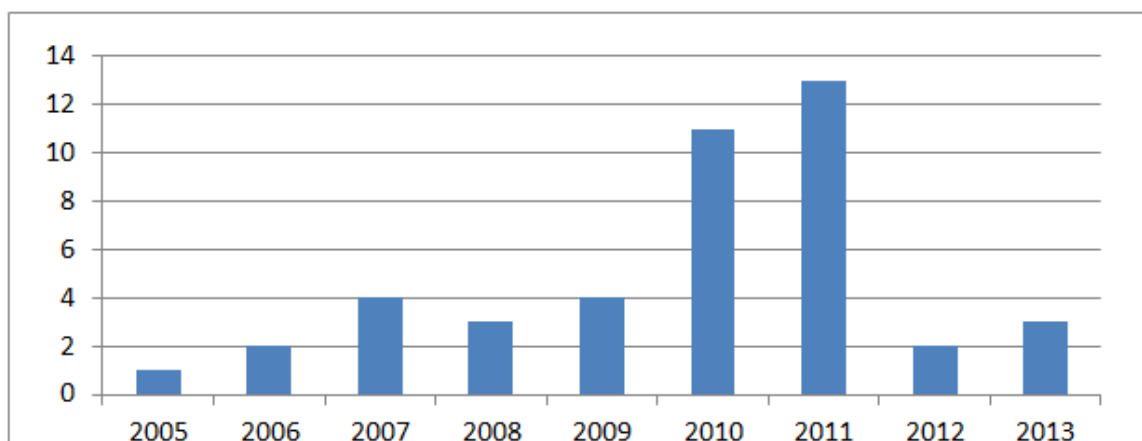
²¹ 「ジェンダーに基づく暴力（GBV : Gender-based violence）」とは、「男女の不均衡な力関係から発生し、通常は女性が犠牲者となるような男女の暴力」（国連人口基金ホームページ、<http://web.unfpa.org/intercenter/violence/intro.htm>、2013年12月24日アクセス）、「身体的、性的もしくは心理的な危害又は苦痛となる行為」（『女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』第1条）のことをいう。

²² UN Document S/2010/498, September 28, 2010, pp.33-48.

²³ Ibid., p.32.

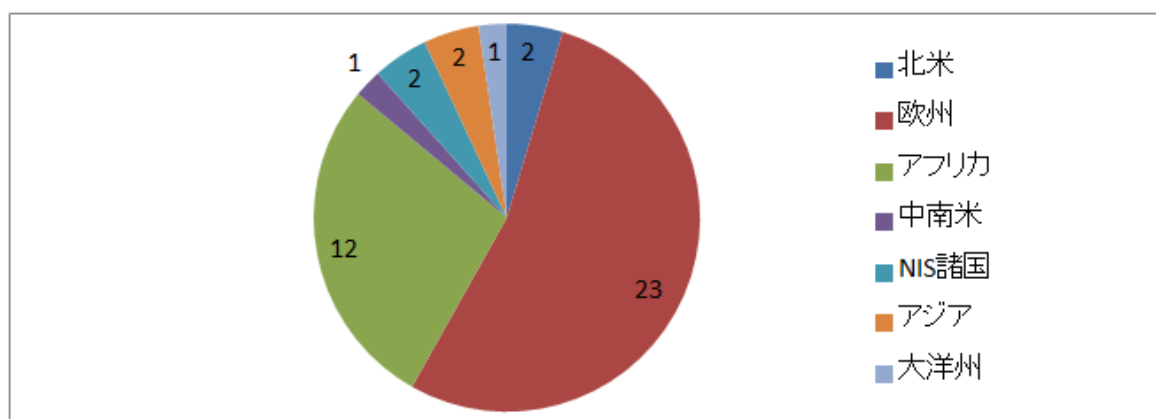
この勧告があった時期の前後で、国別行動計画の策定状況にどのような変化が生じたかを見ておきたい。図 2 では、年ごとの国別行動計画の策定国数を棒グラフに示している（付録の国別行動計画策定国リストも参照）。最初の策定国はデンマークで、策定期は 2005 年であった。その後、2009 年までの策定国数は毎年 4 ヶ国以内であったところが、2010 年と 2011 年は 10 ヶ国以上に突出している。特に、2011 年はピークに達しており、事務総長報告書の勧告を始め、数々の記念イベントと無関係ではないと思われる。なお、参考までに図 3 において、策定国 43 ヶ国を地域別に円グラフに示している。北米、欧州及びアフリカが 86%以上を占めており、欧米諸国とアフリカ諸国が中心になっていることがわかる。

図 2 年ごとの国別行動計画の策定国数（2014 年 1 月 23 日時点）



筆者作成²⁴

図 3 策定国の地域別内訳（2014 年 1 月 23 日時点）



筆者作成²⁵

²⁴ データ・ソースは、<http://www.peacewomen.org/naps/list-of-naps>、2014 年 1 月 23 日アクセス。

おわりに——我が国へのインプリケーション

これまで、国連におけるジェンダー政策の取り組みと決議 1325 の採択に至る流れを概観してきた。特に、前節で説明したとおり、2010 年 9 月の事務総長報告書による勧告等で、欧米諸国とアフリカ諸国を中心に国別行動計画策定の動きが活発化している。G8（先進 8 ヶ国）に絞ってみれば、2010 年 9 月までいずれの国も国別行動計画を策定していなかったが、2010 年 10 月のカナダに始まり、仏、伊、英、米の順で計画策定が進み、2012 年 12 月にドイツが策定国に加わったところで、残りは我が国とロシアを残すのみとなっている（付録の国別行動計画策定国リストを参照）。もちろん、G20 まで広げれば半数以上が未策定の状況であるが、主要先進国として我が国の名前が策定国リストに無いことを残念に思う声が国際社会の中で出ている²⁶。

例えば、元国連事務次長のチョウドリ氏は、*Japan Times* のインタビューに応じて次のように述べている。

「日本は何もしていない。日本の決議 1325 への関与は言葉だけで、ほかは何もない。日本は、決議 1325 の履行に向けた国別行動計画を遅滞なく準備すべきである。日本の市民社会は、これまで以上に積極的に、あらゆるレベルでの男女平等参加への関心を高めるべきである。」²⁷

国連の決議や勧告に対して、仮に我が国が無関心な態度を示し続ければ、我が国の取り組みが本気かどうか疑問視する声が国際社会の中で高まることも予想される。ひいては「ジェンダーに基づく暴力」等のセンシティブな内容を含むこの問題について、我が国に対する誤解を招くというような事態も考えられないわけではない。

そのような中、2013 年 3 月に開催された第 57 回国連婦人の地位委員会（CSW）の場で、橋本日本代表が、国別行動計画策定を前向きに検討していると言明した²⁸。さらに続いて、国連日本政府代表部の梅本大使が、同年 4 月に開催された安保理公開討論

²⁵ データ・ソースは、<http://www.peacewomen.org/naps/list-of-naps>、2014 年 1 月 23 日アクセス。

²⁶ ちなみに、我が国は、“Friends of 1325” と呼ばれる非公式会合（決議 1325 の履行を提唱する目的で 27 ヶ国により構成）のメンバー国となっている。“Friends of 1325” への参加は評価される一方で、とりわけそのメンバー国には行動計画策定を勧めるべきという意見もある。María Vilellas, “Background paper: The role of women in peacebuilding,” Escola de Cultura de Pau, 2010, http://www.1325mujerestejiendolapaz.org/img/marco_eng.pdf, p.19.

²⁷ Natsuko Fukue “Japan urged to back equality push,” *Japan Times*, September 15, 2010.

²⁸ 第 57 回国連婦人の地位委員会（CSW）における橋本日本代表ステートメント、2013 年 3 月、<http://www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw57/generaldiscussion/memberstates/japan.pdf>、2013 年 12 月 24 日アクセス。

において国別行動計画の策定開始について言及した²⁹。我が国でもようやく、計画策定に向けた具体的作業が始まっているところである。

しかし、国別行動計画は、策定すればこれで終わりというものではないということを最後に強調しておきたい。例えば、海外には決議 1325 を主目的とした NGO 団体が存在し、国際的な市民社会のネットワークを通じて、各国の履行状況を監視・評価し報告する活動を行っている³⁰。評価の方法は、10 以上の指標を設定し、①進展無し又は状況悪化（No progress or deterioration）、②適度な進展（Moderate progress）、③上昇傾向、顕著な進展（Positive trend, significant progress）の 3 段階に区分して履行状況を判定している。この活動は 2010 年から毎年行われており、評価の対象は、2010 年 11 ヶ国、2011 年 12 ヶ国、2012 年 16 ヶ国と徐々に増えつつある³¹。

ここで、前節に挙げた国別行動計画の 4 つのキーワードのうち、評価可能（measurable）と監視可能（monitorable）の 2 つを思い出して欲しい。すなわち、国別行動計画の策定は、前向きな取り組みとして国際的にアピールできる一方で、今後、さらなる評価と監視の強化に繋がる可能性がある。このことは国別行動計画の短所というよりむしろ長所と捉えられるかもしれないが、いずれにせよ、計画の策定は決議 1325 の内容を実行に移すための履行プロセスの始まりに過ぎないという認識を持つことが肝要である。

本資料に示された見解は、統幕学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省または統合幕僚監部の見解を表すものではありません。

²⁹ 「女性・平和・安全」議題下での「紛争下の性的暴力」に関する安保理公開討論における梅本大使ステートメント、2013 年 4 月、<http://www.un.emb-japan.go.jp/jp/statements/umemoto041713.html>、2013 年 12 月 24 日アクセス。

³⁰ <http://operation1325.se/en/projekt/monitoring-the-implementation-of-resolution-1325>、2013 年 12 月 24 日アクセス。

³¹ The Global Network of Women Peacebuilders (GNWP), “Women Count – Security Council Resolution 1325: Civil Society Monitoring Report – 2012,” November 6, 2012, http://www.gnwp.org/wp-content/uploads/2010/02/Global_Monitoring_Report.pdf, pp.4-6、2013 年 12 月 24 日アクセス。

付録：国別行動計画（National Action Plan）策定国リスト（2014 年 1 月 23 日時点）

策定年月		国 名	地 域
2005 年	6 月	デンマーク	欧州
2006 年	3 月	ノルウェー	欧州
	10 月	スウェーデン	欧州
2007 年	1 月	コートジボワール	アフリカ
	2 月	スイス	欧州
	8 月	オーストリア	欧州
	10 月	スペイン	欧州
2008 年	3 月	アイスランド	欧州
	9 月	フィンランド	欧州
	12 月	ウガンダ	アフリカ
2009 年	3 月	リベリア	アフリカ
	5 月	ベルギー	欧州
	8 月	ポルトガル	欧州
		チリ	中南米
2010 年	3 月	シエラレオネ	アフリカ
		フィリピン	アジア
	5 月	ルワンダ	アフリカ
	6 月	コンゴ民主共和国	アフリカ
	7 月	ボスニア・ヘルツェゴビナ	欧州
	10 月	カナダ	北米
		ガーナ	アフリカ
		ネパール	アジア
	11 月	エストニア	欧州
		フランス	欧州
	12 月	イタリア	欧州
2011 年	5 月	セネガル	アフリカ
	7 月	スロベニア	欧州
		ギニア	アフリカ
		ギニアビサウ	アフリカ
	8 月	ブルンジ	アフリカ
	11 月	アイルランド	欧州
		英国	欧州
	12 月	米国	北米
		リトアニア	欧州
		オランダ	欧州
		グルジア	NIS 諸国
	—	クロアチア	欧州
	—	セルビア	欧州
2012 年	3 月	オーストラリア	大洋州
	12 月	ドイツ	欧州
2013 年	1 月	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	欧州
	8 月	ナイジェリア	アフリカ
	—	キルギス	NIS 諸国

データ・ソースは、<http://www.peacewomen.org/naps/list-of-naps>、2014 年 1 月 23 日アクセス。